

国家標準「ネットワークセキュリティ等級保護 等級評価ガイドライン」の意見募集稿に関する通知

株式会社クララオンライン
コンサルティングチーム

<要約>

2018年1月19日、標準規格を管理する全国情報安全標準化技術委員会は、国家標準「情報セキュリティ技術 ネットワークセキュリティ等級保護 等級評価ガイドライン」の意見募集稿を公布し、3月5日までパブリックコメントを募集した。

本意見募集稿は、現行の国家標準規格(GB/T22240-2008)を元に、新たにビッグデータ、クラウド、IoT、モバイルインターネット等を等級評価の対象に追加したもので、仮に原案通りに公表された場合、該当する外資系企業は評価を実施する必要がある。

1. セキュリティ保護等級の対象

基盤ネットワーク(通信ネットワーク、テレビラジオ放送ネットワーク、インターネット、専用網等を含む)、産業用コンピュータ(IPC)、クラウドプラットフォーム、IoT、モバイルインターネット技術を使用するネットワーク、その他ネットワークおよびビッグデータ等を含む。(3.1、3.2)

2. 等級評価の流れ

セキュリティ保護等級を決める評価作業は、次のステップにより実施する。(5~9)

(1) 社内で等級評価の実施対象を選定

選定する際、産業用コンピュータ(IPC)は、操作、制御、生産管理等の一連のシステムを一つの対象として評価する。クラウドプラットフォームは、プラットフォーム自体とプラットフォーム上で運用するシステムをそれぞれ単独で評価する。IoTは、センサー、データ送受信、情報処理等の一連のシステムを一つの対象として評価する。モバイルインターネット技術を使用するネットワークは、モバイル端末、アプリ、ワイヤレス



ネットワークおよび関連する有線ネットワークシステムを一つの対象として評価する。ビッグデータは、対象を単独で評価する。セキュリティ責任主体が同じビッグデータやそのプラットフォーム、アプリは1つの対象として評価する。

(2) 当該対象の運用者や使用者が暫定の等級評価を実施

等級保護対象が破壊された場合に損害を受ける範囲、損害の程度、影響等を元に暫定のセキュリティ保護等級を定める。

(3) 専門家による審査

専門家は、暫定的なセキュリティ保護等級について合理性を審査し、評定を行う。

(4) 主管部門による監査

審査後のセキュリティ保護等級を主管部門に報告し、監査を受ける。

(5) 公安機関への届出登録

監査後のセキュリティ保護等級を公安機関へ届出登録し、最終的なセキュリティ保護等級が確定となる。

●原文(中国語)

https://www.tc260.org.cn/front/bzzqyjDetail.html?id=2018011915143606122&norm_id=20170401110225&recode_id=25831

本レポートは「中国法令アラートサービス 2018年3月号」の内容を一部抜粋、編集したものです。「中国法令アラートサービス」では、最新の法令・制度変更に関する詳細および予想される影響、クララオンラインが実務で得た動向変化に関する情報等を毎月レポート形式でお届けしています。 <https://www.clara.jp/consulting/>

- 本レポートに含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的としておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンライン コンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになることをおすすめいたします。また本書の内容は2018年8月2日時点で編集されたものであり、その時点の法律及び情報、為替レートに基づいています。

本書はクララオンライン コンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国、台湾、韓国、シンガポールなどアジア各国のインターネットコンサルティングサービスに関するお問い合わせは以下の連絡先までお気軽にご連絡ください。asia@clara.ad.jp または +81(3)6704-0776